



図書館の自由

東弁・二弁合同図書館 館長
谷村 正太郎 (13期)

9月18・19の両日、本年度の全国図書館大会の総会・分科会に参加しました。分科会の会場は神戸学院大学ポートアイランドキャンパス、神戸港に面した瀟洒な校舎です。

日本図書館協会は1954年「図書館の自由に関する宣言」を採択、79年改訂。「第1 図書館は資料収集の自由を有する、第2 図書館は資料提供の自由を有する、第3 図書館は利用者の秘密を守る、第4 図書館はすべての検閲に反対する」というこの宣言は、図書館の基本です。

本年度は二つの事件が問題とされました。

①「その本を誰が読んだか」「誰はどの本を読んだか」は利用者の思想・信条・内面を反映するプライバシー情報・秘密です。図書館は利用者の利用記録を短期間で抹

消します。しかし、練馬区立光が丘図書館は貸出履歴をそのまま保存し、所蔵図書・CDに破損・汚染が発見されたときは履歴をチェックし、利用者に問い合わせ、内何件かについては弁償させていたという事件です。

②1990年から国立国会図書館が所蔵する「合衆国軍隊構成員等に対する刑事裁判権関係実務資料（検察提要6）」について、2008年5月法務省が利用禁止・目録からの情報削除を要請したところ、国会図書館はこれに応じました。この措置が報道され、国会でも論議された結果、9月になり国会図書館は禁止を解除し情報を復元したという事件です。

図書館の自由について改めて考えさせられた報告でした。

法律図書館連絡会 第51回総会の報告

東弁・二弁合同図書館委員会委員長
野島 正 (42期)

法律図書館連絡会第51回総会が10月10日近畿大学東大阪キャンパスで行われた。

恒例の記念講演は、同大学副学長の荒巻裕氏「人は、どんな可能性を持っているのか?」。同氏が新聞記者時代にカンボジアの難民キャンプで遭遇した体験と「橋のない川」の著者との交流から、人の可能性を妨げないことにこそ人権尊重の真の意味があるのではないかと問いかける感銘深い講演だった。

総会では、幹事会報告などの後、協議に入り、会計年度を9月1日から翌年8月31日としていたのを4月1日から3月31日に改める規約改正等の協議事項が承認された。来年度は明治大学図書館で総会が開催される。

さて、会場となった近畿大学の中央図書館は、144万冊

を超える図書と約3万2千誌の電子ジャーナルなどの利用が可能とされ、特に学生の就職活動や各種資格試験の準備のための情報提供にもきめ細かい配慮をしている点が注目された。

同図書館の分室として法科大学院図書室がある。現在、約2万7千の図書とタイトル数442の雑誌、新聞5紙を備えている。法科大学院の学生・教員は24時間、入室、貸出・返却、複写、データベースの利用が可能。レファレンスサービスとして、資料の所蔵又は所在調査、情報・資料の調査及び提供、二次資料の作成及び提供、他の図書館、研究機関等の照会等を行っている。図書室係員によるデータベースの代行検索サービスや自動貸出・返却機の導入は、今後の合同図書館の業務にも参考になると思われる。